

# 住宅取得費用を「最大350万円」助成します



## 助成要件

- 対象住宅  
一戸建て新築住宅（注文住宅、建売住宅）、中古住宅、併用住宅（居住部分1／2以上）
- 助成対象者  
自ら居住する目的で市内に新築または中古住宅等を購入する方で、下記の全ての要件を満たす方

**R6変更点** ▶令和6年2月1日から令和7年2月28日までに、建物の所有権保存（移転）登記、土地の登記名義人の住所変更、引越しが完了し、交付申請書類を提出できること（4月1日以前の契約も対象となります）

- R6変更点** ▶助成金の交付を受けた翌年度4月1日から継続して5年以上居住すること
- ▶町内会へ加入していること
  - ▶納期の到来した市区町村税その他納付すべき公共料金等の滞納がないこと
  - ▶三沢市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

## 受付と申請方法

受付期間	事前相談：令和6年6月5日（水）～ 令和7年2月14日（金） ※土日祝除く 交付申請：令和6年7月1日（月）～ 令和7年2月28日（金） 9：00～16：30 ※交付申請前に事前相談を行ってください。事前相談は、助成金の申込みではありません。
受付場所	三沢市役所 本館2階 政策調整課
予算額	1億3,000万円 ※予算残額は随時、三沢市移住サイトにて公表します。
受付手順 ※着色部分がお手続きをお願いする部分です。	(1) <b>事前相談</b> ：確認済証が発行された時点で所定の書類をそろえてご提出ください。 （建売・中古購入の方は、契約が済んだ時点） (2) 事前相談結果通知：(1)の書類を確認し、事前相談時点での交付対象になるかどうかと助成金額の目安を申請者ご本人へ通知します。 (3) <b>交付申請</b> ：建物及び土地の所有権保存（移転）登記が済みましたら、所定の書類をそろえて交付申請をしてください。 (4) <b>交付決定</b> ：(3)の書類を審査し、交付決定の可否と助成金額を申請者ご本人へ通知します。 (5) <b>請求書提出</b> ：交付決定通知書を受取り後、請求書をご提出ください。 請求書を受領してから30日以内に指定の口座にお振込みします。
書類提出	持参または郵送（郵送の場合は必着） ※事前相談は可能な限りご持参ください。
留意事項	○事前相談・交付申請の受付は随時行っております。 （原則、建物及び土地の所有権保存（移転）登記受付日から30日以内に交付申請を行ってください。ただし、6月5日時点で30日を経過している場合はこの限りではありません。） ○事前相談は助成金の交付を確約するものではありませんので、事前相談時点での助成金額は目安となります。 ○予算の残額については、①事前相談を受けている時点のものと②交付決定をした時点のもの、両方を随時公表していきます。 （事前相談を受けた順に交付を確約するものではありませんので、①はあくまで参考にしてください。）

## ■ 助成金額の算出方法

- 住宅の取得経費に応じて表アのとおり助成します。
- 住宅取得に伴う土地取得経費についても表イのとおり助成します。  
※ただし、住宅取得契約日の前1年以内に契約したものに限り。
- 申請者（契約者）が一定の要件を満たす場合、表ウのとおり助成額を加算して交付します。

### ア 住宅の取得について

区分	住宅の取得経費	助成額	
		市内事業者からの取得	市外事業者からの取得
A	25,000,000円以上	100万円	50万円
B	20,000,000円～24,999,999円	70万円	35万円
C	15,000,000円～19,999,999円	50万円	25万円
D	10,000,000円～14,999,999円	30万円	15万円
E	9,999,999円以下	対象経費の2%	対象経費の1%

### イ 土地の取得について

区分	土地の取得経費	助成額
A	10,000,000円以上	100万円
B	7,000,000円～9,999,999円	70万円
C	5,000,000円～6,999,999円	50万円
D	3,000,000円～4,999,999円	30万円
E	2,999,999円以下	対象経費の5%

### ウ 助成額を加算について

加算内容		加算額	備考
転入加算	県内からの転入	50万円	平成31年4月1日以降に転入した方
	県外からの転入	80万円	平成31年4月1日以降に転入した方 (県外から県内の他市町村を経由して、転入した方も対象となります。)
いずれも令和6年4月1日以降に転入する場合は、令和4年4月1日以降に当市から転出した方は対象になりません。			
	若者応援加算	30万円	令和6年4月1日現在、40歳未満の方
<b>New</b>	子育て応援加算	最大40万円	令和6年4月1日現在、18歳未満の子どもがいる場合に人数に応じて加算 (新居に同居する場合が対象となります。) 1人：5万円 2人：15万円 3人：25万円 4人以上：40万円



書類の記入の仕方等でご相談がある方は、随時ご対応いたします。  
まずはお電話いただき、来庁される場合は来庁日時のご予約をお願いいたします。

**ご注意ください**



**令和6年2月1日から6月4日までに建物及び土地の所有権保存（移転）登記がお済みの方へ**

- ◆令和6年7月5日(金)までに事前相談を行ってください。
- ◆交付申請は8月30日(金)までをお願いいたします。